

青森県教育委員会第747回定例会会議録

期 日 平成23年4月6日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

報告第1号 青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則について

委員長選挙 委員長 鈴木秀和

平成23年4月6日（水）

- ・開会 午後3時00分
- ・閉会 午後3時25分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
近藤教育次長、白石教育次長、川村参事、赤坂参事、教育政策・学校教育・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
福島委員、島委員
- ・書記
鈴木学、中村尚吾

会 議

議事

報告第1号 青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則について

(中村学校教育課長)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、県内外の多くの児童生徒や保護者等が被災した。

これに伴い、3月14日付けで文部科学副大臣から、被災した児童生徒等の就学機会を確保する観点から、被災に伴う転入学者を含む入学料等の納付困難な者に対しては、各地方公共団体の入学料の免除制度も踏まえ、配慮するよう通知があったところである。

そこで、本県ではこの度の地震により被災した転入学者の就学機会を確保するため、教育長が定める特別な事由に該当すると認められる生徒の入学料を免除することとし、その旨を新たに規定するものである。

なお、この度の規則改正については、県立高校の入学式前に速やかに学校、保護者等へ周知する必要があるとともに、他県の被災者の受け入れに係る本県の対応を早期に示す必要があるなど緊急を要することから、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、制定したものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(高橋委員)

免除となる入学料の額はどの程度なのか。また、免除にあたっての基準というものはあるのか。

(中村学校教育課長)

全日制の場合は5,650円、定時制の場合は2,100円、通信制の場合は500円、専攻科の場合は5,650円となっている。

基準については、「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災生徒の入学料の免除に関する要項」を制定し、この中で、免除の基準を①県内において被災した生徒の住居の滅失、損壊した場合、②生計維持困難な被害が認められる場合、③県外において被災した生徒が、本県へ避難し、県立高校に転入学する場合と定めている。

(鈴木委員長)

こちらに来て生活しなければならない生徒に対して、生活支援に関して何か考えていることはないか。

(中村学校教育課長)

転入学に際しては、生徒や保護者に見ればどういう環境なのか、どういう通学になるのか、など基本的なことについての不安があるため、学校教育課や県立学校での問い合わせや相談に対しては丁寧に対応し説明することとしている。

(鈴木委員長)

本当の生活は本県に来てからとなるが、その際には不自由のないよう配慮いただきたい。
ほかに何か質問、意見はあるか。
なければ、報告第1号については了解した。

委員長選挙

(鈴木委員長)

委員長の任期が明日7日で満了となるので、次期委員長の選挙を行う。
選挙の方法は、青森県教育委員会会議規則第4条の規定により無記名投票と指名推薦の2通りあるが、いかがすべきか。

(橋本教育長)

投票としたらどうか。

(鈴木委員長)

橋本教育長から投票がいいのではないかという意見があったが、いかがか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

それでは、選挙の方法は、投票とする。

【事務局投票用紙配布し、全委員投票用紙記入】

(鈴木委員長)

これから、各委員のところに事務局が投票箱を持っていくので、投票していただきたい。

【全委員投票】

(鈴木委員長)

事務局に開票作業をお願いします。

【事務局開票作業】

(鈴木委員長)

それでは、選挙の結果を発表する。投票数6票、有効投票数6票。うち私5票、福島委員1票。

選挙の結果、委員長には私が再任されることに決定した。なお、任期は平成23年4月8日から委員の任期である平成23年10月9日までである。

また、委員長職務代行者については、引き続き福島委員と島委員に務めていただくこととする。